

地震・津波に伴う孤立集落等支援指針概要

目的

発災直後の72時間については倒壊家屋からの救出などの人命救助が優先されるが、その場合においても、孤立状態となった避難場所からの緊急的な救援要請に応えられる体制を整備するとともに、危機的な状況を脱した後の避難所生活への移行手順についての検討を進める。

孤立の定義及び孤立に至る条件

「孤立」とは、市町村が災害応急活動を実施する拠点となる本庁舎又は支所と集落を結ぶ陸上及び海上交通が以下の条件により不通となり、「住民生活が困難となる状態」をいう。

陸上交通については、幹線道路に隣接する危険箇所が、①地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積、②津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積により被災し、人の移動・物資の流通が不可能となった場合。

海上交通については、船舶の停泊施設が地震または津波により被災して使用不能となり、人の移動・物資の流通が不可能となった場合。

避難場所等の定義

(1) 津波避難場所

地域津波避難行動計画等により自主防災組織等が定めた、津波から命を守るために一時的に避難する場所

(2) 津波避難後救援ポイント

津波から避難した後に、市町村が指定する避難所への移動が困難となることが想定される（孤立する可能性がある）地域住民に対して、行政が救助・救援を実施するために進出する場所で、雨風をしのげる建物や食料等の備蓄があるなど、住民が集まり救助救援を待つことが出来る場所

※地域によって、津波避難場所と津波避難後救援ポイントが同じ場所の場合もある。

取組

1. 津波からの早期避難

地震や津波などの災害が発生した場合、自らの命を守る行動を取ってもらう。

【取組内容】

- ア) 地域津波避難行動計画の策定
- イ) 自主防災組織等の避難訓練の実施
- ウ) 避難場所、避難路の整備

2. 自主防災組織等の事前の備え

孤立した場合であっても数日間は生活ができるよう事前に備えるべき物資等を整理する。

ア) 物資の備蓄

- ・アルファ米や保存水等食料品の備蓄
- ・毛布や懐中電灯等生活品の備蓄
- ・防寒用のストーブや薪等の備蓄

イ) 連絡体制の構築、確保

- ・情報連絡員の配置（集落の代表者、行政の地区担当者等）

ウ) 通信手段の確保

- ・携帯電話・スマートフォン（SNS）、衛星携帯電話、移動系防災無線等の通信手段の確保
- ・アマチュア無線関係者との連携
- ・災害時優先電話の設置・登録

エ) サイン旗の配備

- ・避難場所の情報を知らせるためのサイン旗を配備

3. 孤立した避難場所の救助・救援

ア) 孤立した津波避難場所・津波避難後救援ポイントの救助・救援
発災直後の人命救助や行方不明者の捜索が最優先される中での孤立避難場所の状況に応じた救助・救援内容を整理する。

a. 空からの支援

ヘリ離発着場の整備、ヘリコプター運用調整（活動地域割当）

b. 陸からの支援

進入可能道路の把握、オートバイ・装軌車・徒歩等による救助

c. 海からの支援

着岸可能な海岸の把握、艦艇等からの航空機・LCACによる救助

イ) 市町村が指定する避難所への移行手段・手順

避難状況の把握、移送先避難所の確保、輸送車両の確保 等

4. 津波避難場所のデータ整備

津波避難場所について、下記の情報を事前に整理し、情報を共有する。

【整理する情報】

- ①避難対象地域名、自主防災組織名、世帯数、人口
- ②指定緊急避難場所の名称、緯度・経度、収容人数
- ③建物の有無、移動先となる指定避難所名
- ④ヘリコプターの駐機スペースの有無と箇所数
- ⑤進入可能道路等の状況
- ⑥備蓄品・防災資機材の整備状況
- ⑦着岸可能護岸の状況
- ⑧情報通信手段の状況、情報連絡員 等

5. 津波避難場所・救援ポイントの救助・救援方策の検討、共有

整備した津波避難場所のデータを基に、救助・救援方策を関係機関で検討、共有する。

○市町村ごとに、関係機関で救援ポイントの選定及び選定した救援ポイントごとの救助・救援方策の検討を行う作業部会を設置する。

○孤立した救援ポイントに対し、県・市町村・支援機関が有機的に連携し、救助・救援活動を迅速かつ円滑に行えるよう、孤立救助・救援活動訓練を実施する。

○作業部会での検討結果や現地調査、訓練等を踏まえ、津波避難場所・救援ポイントごとの救助・救援ポイントごとの救助・救援方策について、整理し関係機関と共有する。